

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について（環境配慮関係）
 － 環境配慮の促進 & 住民コミュニケーションの質の向上 －

1. 経緯

<現行制度における環境配慮の仕組み>

H15.8 技術指針*を改定（府）

※環境配慮事項（計画策定に当つての環境保全上の見地からの配慮について検討すべき事項）を定めた。

H17.3 基本的事項**を改正（環境省）

※環境配慮に関する検討の経緯などを方法書で明らかにすることとされた。

* 環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施手順や調査・予測・評価の方法等を定めたもの

** 環境影響評価法に基づく環境影響評価において実施すべき事業特性・地域特性の把握方法、調査・予測・評価手法等を定めたもの

<戦略的環境アセスメント(SEA)>

H16.3 「計画段階の環境アセスメント制度の枠組みづくりに向けて」報告書作成（府）

※試行等により制度の枠組みづくりを進めることとされた。

H19.4 「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」策定（環境省）

※計画段階での複数案の比較評価の明示と環境配慮事項の整理。



法対象事業を中心とした重大な環境影響を及ぼすおそれのある事業については、国のガイドラインに基づいてSEAが実施されることになる。

2. 改定の考え方・内容

【改定の考え方】

- 条例対象事業についても、現行条例の手続の中で、方法書等に複数案の比較評価を明示させることにより、さらなる環境配慮の促進と住民コミュニケーションの質の向上を図る。

技術指針を改定

【改定内容】 方法書等への記載事項として、以下を追加

- ①計画策定段階で比較される複数案の内容
- ②各案の環境保全上の見地からの長所・短所
- ③各案の特に留意すべき環境影響の内容と対応方策

（複数案を比較しない又は比較できない場合は、その理由を記載する）

3. 改定スケジュール

2月 18日	環境影響評価審査会環境配慮部会（済）
3月 25日	環境影響評価審査会
〃 下旬	改定手続
4月～	告示、施行